

# 履歴事項全部証明書

東京都千代田区内幸町一丁目2番1号  
一般社団法人日本青果物輸出促進協議会

|          |   |
|----------|---|
| 会社法人等番号  | 0100-05-035733  |
| 名称       | 一般社団法人日本青果物輸出促進協議会  |
| 主たる事務所   | 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号   |
| 法人の公告方法  | 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。   |
| 法人成立の年月日 | 令和4年11月1日   |
| 目的等      | <p>目的<br/>協議会は、国産青果物及びその加工品（以下、「国産青果物等」という。）の輸出促進に必要な事業、国産青果物等の輸出に係る情報の収集・提供等を通じて、国産青果物等の輸出を促進することを目的とする。</p> <p>事業<br/>協議会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国内外での国産青果物等のPR</li> <li>(2) 展示会・セミナー等の実施</li> <li>(3) 海外マーケティング調査</li> <li>(4) 産地間連携及び輸出環境整備等に関する検討会の開催</li> <li>(5) 国産青果物等の輸出事業者による輸出活動等の支援</li> <li>(6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業</li> </ul> |
| 役員に関する事項 | <p>東京都北区赤羽西六丁目32番3-803号西が丘パーク・ホームズ</p> <p>代表理事 菱沼義久</p> <p>理事 菱沼義久</p> <p>理事 鈴木忠</p> <p>理事 泉英和</p> <p>理事 荻野英明</p> <p>監事 関野章</p>   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 役員等の法人に対する責任の免除に関する規定 | 役員は、法令に定める職務を怠ったときは、協議会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。<br>役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務執行の状況、その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。 |
| 理事会設置法人に関する事項         | 理事会設置法人  |
| 監事設置法人に関する事項          | 監事設置法人   |
| 登記記録に関する事項            | 設立   |

令和 4年11月 1日登記



COPY

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局管轄)

令和 4年11月 7日

東京法務局府中支局

登記官

北原充彦

